

定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較

区分	定住自立圏	連携中枢都市圏
根拠	定住自立圏構想推進要綱	連携中枢都市圏構想推進要綱
中心都市要件	【中心市】 ○ 人口 5 万人以上(少なくとも 4 万人超) ○ 昼夜間人口比率 1 以上	【連携中枢都市】 ○ 指定都市又は 中核市 等 ○ 昼夜間人口比率 1 以上
手続き	① 中心市宣言 ② 定住自立圏形成協定の締結 ③ 定住自立圏共生ビジョンの策定	① 連携中枢都市宣言 ② 連携協約の締結(地方自治法第 252 条の 2 第 1 項) ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定
連携する取組	ア 生活機能の強化に係る政策分野 イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	<u>ア 圏域全体の経済成長のけん引</u> <u>イ 高次の都市機能の集積・強化</u> ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 (≒定住自立圏の取組)
財政措置	【中心市】 ○ 特別交付税措置 年間 8,500 万円程度上限 【近隣市町村】 ○ 特別交付税措置 年間 1,500 万円上限	【連携中枢都市】 ○ 普通交付税措置(上記ア及びイ) 本圏域の場合 1.3 億円を想定 ○ 特別交付税(上記ウ) 年間 1.2 億円程度上限 【連携市町村】 ○ 特別交付税(上記ア～ウ) 年間 1,500 万円上限

連携中枢都市圏を形成することで広がる可能性

- 国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI において「連携中枢都市圏」の形成数(2020 年度)を 30 圏域としている。このことにより、今後、連携中枢都市圏域を対象とする各省庁等からの有利な財政措置等の可能性が大いに期待できる。
- これまで連携して取り組んできた麒麟のまち圏域の取り組み(移住促進、観光振興、情報発信機能強化等)の拡充・深化に大きな期待が持てる。
- 連携協約を締結することで、連携する市町村間で政策合意を行い、自由に連携事業を選択することで自治体の独自性を担保しつつ、圏域として政策を継続的かつ安定的に推進できる。
- 単独ですべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却。また、今後、行政サービスの効率化等を検討する素地ができる。
- 各地域の資源を圏域として売り出すことが可能となる。
- 鳥取市が圏域の経済をけん引していくことは、鳥取市の発展はもとより、連携町への波及効果を通じて圏域内の経済循環が高まり、圏域全体の活性化や魅力の向上につながる。
- 圏域全体が活性化しその魅力を高めることは、連携町が独自に行う事業においてもアドバンテージになる。